

特別会計に係わる規程

(目的)

第1条 この規程は、平成28年度現在保有する特別会計の今後約20年間の取り扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 特別会計とは、「国際平和協力活動、国内大規模災害派遣等で活動する隊員を激励する経費」をいう。

2 一般会計とは、「支部運営上恒常的に必要な経費で、特別会計に属さない経費」をいう。

(保有基準)

第3条 特別会計の年度保有額は、5万円を基準とする。

(運用)

第4条 特別会計の運用は次のとおりとする。

(1) 国際平和協力活動に係わる激励経費は、10名まで2万円、11名以上は3万円を基準とする。

(2) 国内大規模災害派遣に係わる激励経費は、10名まで1万円、11名以上は2万円を基準とする。

2 平成28年度現在保有する特別委員会について、前第3条の保有基準を超える分は約20年に亘り段階的に一般会計として運用する。

(管理)

第5条 特別会計は現在の預金通帳を使用し、残高が特別会計の保有基準に達するまで年3万円を一般会計として執行する。

2 本規程施行後、5年ごとに年度の収支、終身会員制の廃止、上級部隊計画の記念行事等支部経費の運用に影響する事項を把握・検討し、状況により本規程の見直しを行うものとする。

(附則)

この規程は、平成29年3月11日から施行する。